

## 利用者負担

新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で市が定めます。

### 1号認定（幼稚園、認定こども園）

新制度に移行する幼稚園等の保育料は、右の表の区分ごとの額を上限に市が定めます。

※新制度に移行しない幼稚園は、各園が定める保育料です。  
⇒世帯の状況で就園奨励費の対象となります。

### 2号、3号認定（認定こども園、保育園、地域型保育事業）

現行の保育園の保育料と同水準となるように定める予定です。  
現行の保育料は、ホームページでご覧いただけます。

※保育短時間の保育料は、保育標準時間の98.3%の額（予定）  
※算定基礎は、所得税額から市民税所得割額に変わります。

《1号認定の保育料》

階層区分	上限額/月
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税含む)	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※保育料のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。

## 地域の子育て支援の充実

ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談が受けられる「地域子育て支援拠点事業」など、様々な子育て支援を充実していきます。

### 地域子育て支援拠点・利用者支援

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を充実していきます。  
保育園など身近な場所で、実施されています。（子育て支援拠点）  
子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助など行います。（利用者支援）

### 一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労をする場合など、一時預かりを利用しやすくしていきます。

### ファミリー・サポート・センター

子育て中の保護者を会員として、子ども（小学生まで）の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動を行う事業です。

### 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を、放課後に放課後児童クラブ（放課後児童会）でお預かりします。

【お問い合わせ先はこちら】  
江別市子育て支援室

新制度全般について ⇒子育て支援政策担当 TEL 011-381-1108  
保育認定・入園手続について ⇒保育課保育係 TEL 011-381-1030

H27.4.1~

はじまります  
子ども子育て支援新制度!

江別市

## 新制度により増える教育・保育の場

新制度では、幼稚園と保育園に加えて、両方の良さを合わせ持つ認定こども園の普及を図ること、また、少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設し、3歳未満児の保育の場を確保していきます。

### ◆幼稚園

幼児期の教育を行う学校。昼過ぎごろまでの教育時間のほか、預かり保育等を実施

### ◆認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

### ◆保育園

就労などのため家庭で保育できない場合に利用できる施設

### ◆地域型保育事業【新設】

0~2歳の子どもを対象とした少人数の保育事業。保育所と同様に就労などのため家庭で保育できない場合に利用できる事業

市が定める設備・運営・保育士等の配置基準を満たし、認可を受けた事業が対象

- ①家庭的保育 5人以下の定員で保育を行う事業
- ②小規模保育 定員6~19人の定員で保育を行う事業
- ③事業所内保育 従業員の子どもと一緒に保育を行う事業
- ④居宅訪問型保育 障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合など、子どもの自宅で1対1で保育を行う事業

## 利用の認定制度の導入・施設の選び方

子どもの年齢や保護者の就労状況などにより、ご利用できる施設や事業を選ぶことができます。新制度における施設や地域型保育を利用するためには、利用の認定を受ける必要があります。この利用の認定は、保護者の申請に基づき、市が「支給認定証」を交付することにより行います。

利用希望・就労状況等	利用の認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上 教育を希望 《対象世帯：特別な要件なし》	<b>1号認定</b> (教育標準時間)	幼稚園、認定こども園 ※教育標準時間（4時間）のほか 預かり保育の利用も可能
満3歳以上 保育の必要な事由に該当し、保育を希望 《対象世帯：共働き世帯など》	<b>2号認定</b> (保育標準時間) (保育短時間)	保育園、認定こども園
満3歳未満 保育の必要な事由に該当し、保育を希望 《対象世帯：共働き世帯など》	<b>3号認定</b> (保育標準時間) (保育短時間)	保育園、認定こども園、 地域型保育事業